

○なは産業支援センター規則

平成26年9月30日

規則第47号

改正 平成26年12月26日規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、なは市民協働プラザ条例(平成26年那覇市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し、なは産業支援センターに係る必要な事項を定めるものとする。

(利用する者の選定基準)

第2条 条例第31条の規定により規則で定める選定の基準は、利用しようとする者が次の各号のいずれかに掲げる事業を営む者であることとする。

- (1) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「法」という。)第3条第6号の情報通信産業に属する事業
- (2) 法第3条第8号の情報通信技術利用事業
- (3) 法第3条第9号の製造業等に属する事業
- (4) 法第3条第10号の産業高度化・事業革新促進事業
- (5) 法第3条第11号の国際物流拠点産業に属する事業
- (6) 観光関連産業の振興に資する事業
- (7) エネルギー産業の振興に資する事業
- (8) 工芸産業その他の地域産業の振興に資する事業
- (9) 前各号に掲げる事業の振興及び発展に資する事業

2 前項に定めるもののほか、中核企業室(条例第28条第1号の中核企業室をいう。以下同じ。)に係る選定の基準は、利用しようとする者が次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 前項各号に掲げる事業のいずれかに関連する産業の集積に寄与できること。
- (2) 前項各号に掲げる事業のいずれかに関連する産業の開拓及び創業活動に寄与できること。
- (3) なは市民協働プラザに入居する企業、団体等との連携に寄与できること。

3 第1項に定めるもののほか、インキュベーション室(条例第28条第2号のインキュベーション室をいう。以下同じ。)に係る選定の基準は、利用しようとする者が次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の中小企業者であること。
- (2) 成長の可能性が見込まれる事業計画を有し、現に事業に着手し、又は着手することが確実に見込まれること。ただし、現に着手している場合にあつては、着手後3年以内のものに限る。
- (3) 条例第30条に規定する利用期間の満了後も本市において引き続き事業を行う意思を有すること。

(利用する者の選定方法)

第3条 条例第31条の規定により規則で定める選定の方法は、公募によるものとする。

2 前項の選定の実施に当たっては、あらかじめ前条第1項各号に掲げる事業について専門的な知識を有

する者の意見を聴取するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、公募の時期、方法その他選定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会議室の利用時間)

第4条 会議室(条例第28条第3号の会議室をいう。以下同じ。)の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後10時まで

(2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日(次条において「日曜日等」という。)については、会議室の利用を許可しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 6月23日(慰霊の日)

(会議室の利用許可申請)

第5条 会議室に係る条例第33条第1項の利用許可の申請は、利用しようとする日の2月前の日の属する月の初日(その日が日曜日等の場合は、その直後の日曜日等でない日)から受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用期間の更新又は延長)

第6条 条例第30条ただし書の規定による利用期間の更新又は延長を希望する者は、利用期間の満了の日から起算して2月前までに市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合で、その適否を審査し、適当と認めるときは、利用期間を更新し、又は延長するものとする。

(使用料)

第7条 条例第34条第2項の規定により規則で定める使用料の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第34条第5項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。この場合において、還付する額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合

ア 中核企業室及びインキュベート室 利用できない期間に係る額(利用できない期間に1月未満の日数がある場合は、日割り計算により算定して得られる額)

イ 会議室 利用できない時間(利用できない時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。)に係る額

(2) 利用しようとする日の前日から起算して7日前までに利用の取消しを申し出た場合(会議室に限

る。) 使用料の2分の1の額

(3) その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額

(使用料の減免)

第9条 条例第35条の規定により使用料を減免する額は、次のとおりとする。この場合において、免除する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 条例第35条第1号の規定に該当する場合

ア 本市が主催する事業に会議室を利用するとき 全額

イ 本市が共催する事業に会議室を利用するとき 使用料の2分の1の額

(2) 条例第35条第2号の規定に該当する場合 市長が必要と認める額

(費用の負担)

第10条 中核企業室及びインキュベート室の利用に伴い生ずる次に掲げる費用は、利用者の負担とする。

(1) 電気料金

(2) 通信設備の利用に係る諸経費

(3) その他利用者が負担することが適当と認められる費用

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成26年12月26日規則第66号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

区分	金額(1平方メートル当たり1月につき)
中核企業室	1,940円
インキュベート室	1,240円

備考 使用料は、共益費を含む。

別表第2(第7条関係)

区分	金額(1時間につき)	
	空調を使用しない場合	空調を使用する場合
会議室1	2,360円	2,510円
会議室2	2,160円	2,310円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。